

# ポーランド週報

(2023年2月2日～2023年2月8日)

令和5年(2023年)2月10日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<b>政治</b> 「合意」と「アグロユニオン」による下院選挙における政治協力 「誰が首相になるべきか？」に関する世論調査結果 ホウオヴニャ「ポーランド2050」代表インタビュー記事 政党別支持率に関する世論調査 ホウオヴニャ「ポーランド2050」代表とコシニャク＝カミシュ「農民党」(PSL)党首による共同記者会見 最高裁判所法改正案が議会を通過、大統領の署名なるか 第14回ポーランド・米国戦略対話の開催 ラウ外相のスウェーデン訪問 バイデン米大統領のポーランド訪問の可能性 モラヴィエツキ首相の欧州理事会準備ビデオ会議出席 ラウ外相とイスラエル外務大臣との電話会談								<b>【お願い】</b> 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
<b>治安等</b> 昨年のスピード違反取締状況について 昨年の交通違反状況について ポーランドにおける不法就労の最近の傾向について								
<b>経済</b> 2022年第4四半期経済成長率予測 2.2%増 ポーランド産食品の輸出入の記録 2022年の鉄道利用者数 トヨタが2022年販売台数首位を維持 国営電力会社、原子力発電所は再エネの安定化に寄与 PKN Orlen が小型モジュール炉の建設予定地を4月に発表予定 専門家による2023年のエネルギー動向見通し 国営石油・ガス会社、ロシア産石油の輸入停止の準備整っている 政府がウクライナ向けの放射線モニタリング装置を購入								
<b>大使館からのお知らせ</b> 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a>								

### 「合意」と「アグロユニオン」による下院選挙における政治協力【3日】

3日、スロカ「合意」党首とコウォジェイスキ「アグロユニオン」党首は、両党が共同で下院選挙に臨む旨の合意に達したと報じられた。両党の政治協力はサプライズとして伝えられ、これにより、離党する議員も出た。世論調査機関IBRiSによれば、両党は約1.5%の支持率を得るといふ。

### 「誰が首相になるべきか？」に関する世論調査結果【3日】

3日、世論調査機関 Pollster Research Institute が行った次期首相候補者に関する世論調査結果が出た。「誰が首相になるべきか？」という問いに対し、与党の支持者の64%がモラヴィエツキ首相と答え、わずか10%がカチンスキ「法と正義」(PiS)党首、5%がジョブロ法相兼「連帯ポーランド」党首だと述べた。他方、野党の支持者は、34%がチシャスコフスキ「市民プラットフォーム」(PO)副党首兼ワルシャワ市長、24%がトウスクPO党首、16%がホウオヴニャ「ポーランド2050」代表が首相になるべきであると考へていることがわかった。

### ホウオヴニャ「ポーランド2050」代表インタビュー記事【3日】

3日、ジェチポスポリタ紙は、ホウオヴニャ「ポーランド2050」代表のインタビュー記事を掲載した。同代表は、同党が2月中旬に選挙における野党陣営の統一候補者名簿作成に関する暫定的な決定を下すと述べ、今後数日から数週間のうちに、達成されるべき目標リストに関する各野党の代表者たちによる会議が開かれると付言した。また、同代表は、チシャスコフスキ「市民プラットフォーム」(PO)副党首兼ワルシャワ市長が野党の首相候補としては最適であるという世論調査結果が出たことに関連し、トウスクPO党首はPOにとって負担であるか否か問われた際、同PO副党首がPOの顔となる可能性を排除しなかった。

### 政党別支持率に関する世論調査【6日】

6日、ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRiSが行った政党別支持率に関する世論調査結果を掲載した。「法と正義」(PiS)が33.9%、「市民連立」(KO)が27.3%、「左派」が8.9%、「ポーランド2050」が8.3%、「同盟」が5.6%、「農民党」(PSL) + 「ポーランド連立」(KP)が5.1%とそれぞれ支持率を得ており、「わからない」の割合も11%であるという結果が出た。前回に比べ、PiSは29.7%から3

3.9%へ、KOは25.4%から27.3%へ、それぞれ支持率が上がった。また、IBRiSは、KOとPSLが地方自治体首長によって構成されている「Yes! for Poland」と連立を組む場合の政党別支持率についても調査を行った。これによれば、PiSの支持率に近接する33.3%の支持率が期待できるとされている。

### ホウオヴニャ「ポーランド2050」代表とコシニャク＝カミシュ「農民党」(PSL)党首による共同記者会見【7日】

7日、ホウオヴニャ「ポーランド2050」代表とコシニャク＝カミシュ「農民党」(PSL)党首は、共同記者会見を開いた。両者は、野党が選挙に勝った後に実行に移すべきプログラムについて、共同で作業すると発表した。10日にも両党合同の作業チームが創設されると報じられている。他方、両者は、選挙における共同候補者名簿を作るかどうかについてはコメントを避けた。ジェニク・ガゼタ・プラヴナの試算によれば、両党が共同で選挙に出た場合、14.8%の票を得られるという。野党陣営が「市民連立」(KO)、「ポーランド2050」+PSL、「左派」の3つのブロックに分かれて選挙に臨む場合、下院において、野党は244議席、「法と正義」(PiS)は192議席、「同盟」は24議席を得ると伝えられている。なお、8日、「ポーランド2050」のギル＝ピョンテク下院議員が離党して無所属となる旨発表された。同議員は、野党陣営によるより幅広い立候補者名簿作成を支持しており、「ポーランド2050」とPSLの協力発表を受けて決断を下したとされている。

### 最高裁判所法改正案が議会を通過、大統領の署名なるか【8日】

8日、下院において、上院から差し戻された最高裁判所法改正案が再度の審議・投票にかけられた。同改正案は、上院が付した修正をすべて反映しない形で採択され、大統領の署名へ送られた。今後、大統領が署名するか、または署名を拒否したり憲法法院の審理に付したりするかどうか、注目が集まる。同改正案は、欧州復興基金の支払いに向けてポーランドと欧州委員会が合意に達したいいわゆる「マイルストーン」の一つであり、欧州委員会のレインダース司法担当委員は、「(ポーランドの)下院で司法に関する新しい法律が採択されたことを留意する。我々は引き続き、立法プロセスの次の段階をフォローしていく。」とツイートした。ジェニク・ガゼタ・プラヴナ紙によれば、ポーランド政府は、大統領が同改正案に署名するまでは、欧州復興基金の支払いを申請しないとされている。

### 第14回ポーランド・米国戦略対話の開催【2日】

2日、ワルシャワにおいて、第14回ポーランド・米国戦略対話が開催された。前回は1年前にワシントンで開催され、その直後にロシアがウクライナを侵略した。対話では、ロシアによるウクライナ侵略、二国間及びG7+のようなメカニズムを通じた協議の継続、ロシアとベラルーシに対するさらなる制裁、二国間関係の強化等が議論された。次回は2024年にワシントンで開催される予定である。

### ラウ外相のスウェーデン訪問【2日、3日】

2日及び3日、ラウ外相はスウェーデンを訪問し、ビルストロム外相、ノルリアン議会議長らと会談した。会談では、二国間関係、ロシアによるウクライナ侵略との関連でのバルト海の安全保障、ウクライナ支援などについて話し合われた。ラウ大臣は、スウェーデンのNATO加盟に対するポーランドの強い支持を再確認し、ウクライナ支援にかかるスウェーデンのコミットメントを賞賛した。

### バイデン米大統領のポーランド訪問の可能性【3日】

3日、ワシントンを訪問中のプシダチ大統領府国際政策局長官は、記者会見にて、バイデン米大統領のポーランド訪問の可能性について言及した。同長官は、「訪問の詳細は具体的な日程が決まり次第公表することとなるが、今回の訪米・会談は近い将来

の計画に関する大きな前進となった。」と述べた。

### モラヴィエツキ首相の欧州理事会準備ビデオ会議出席【7日】

7日、モラヴィエツキ首相は、ミシェル欧州理事会議長及びベルギー、マルタ、ブルガリア、ハンガリー首脳陣との欧州理事会準備ビデオ会議に参加した。首脳たちは、次回の欧州理事会の議題となるロシアによるウクライナ侵略、経済問題、移民について話し合った。次回の欧州理事会は2月9日、10日に予定されている。

### ラウ外相とイスラエル外務大臣との電話会談【7日】

7日、ラウ外相は、コーヘン・イスラエル外務大臣と電話会談を行った。ラウ外相は、コーヘン外相の就任を祝すとともに、ポーランド・イスラエル間の関係強化への期待を表明した。会談では、教育におけるイスラエルの若者によるポーランド訪問の組織化の規制など、現在の二国間の問題について触れられた。また、1943年のワルシャワ・ゲットー蜂起80周年記念式典の準備についても話し合われた。ラウ大臣は、ロシアのウクライナに対する侵略行為に言及し、ポーランドの状況評価を述べるとともに、イスラエル側に対し、ウクライナへの支援強化を継続するよう促した。

## 治 安 等

### 昨年のスピード違反取締状況について【1日】

1日、一部報道機関は、2022年に自動速度違反取締装置によって記録されたスピード違反件数は約96万9千件であり、約140万件であった2021年よりも大幅に減少したと報じた。特に、時速30キロを超えるスピード違反件数が約20万件以上減少したという。同報道によると、ポーランド全土に520台以上の取締装置が設置されており、ワルシャワ市内で最も多くのスピード違反を観測したのは、ポニャトフスキエゴ橋(イエロゾリムスキエ通りのビスワ川に架けられている橋)に設置された装置であったという。

### 昨年の交通違反状況について【8日】

8日、一部報道によると、2022年に警察が摘発した交通違反件数は約416万件で、徴収した罰金総額は約13億5,940万ズロチであったという。他方、2021年の件数は約481万件で、罰金総額は約6億9,170万ズロチであったとのことであり、違反件数が減少する一方で罰金総額が増加するという結果となった。本件について、警察当局者は、昨年から道路交通法が改正され、対象となる違反の罰金額

が大幅に上昇したことが主な理由であると指摘した。

### ポーランドにおける不法就労の最近の傾向について【8日】

国境警備隊は、2022年にポーランドで不法就労に従事した外国人が10,707人で、2021年より2,565人減少したと報告した。その上で、全体的な人数は減少しているものの、特定の国籍者による不法就労が増加していると指摘した。最も多く不法就労を行っていたのは、ウクライナ人で7,482名であったが、これは2021年と比較すると約29%減少したという。他方、インド人やインドネシア人、フィリピン人、バングラデシュ人といったアジア人による不法就労が増えているとのことである。ロシア人やベラルーシ人については、2021年から大きく減少しているという。業種では、建設、輸送、生産、飲食といった分野で不法就労が行われたとされ、一部専門家は、ロシアによるウクライナ侵略後、物流や建設に従事していた多くのウクライナ人がポーランドを離れ、代わりにアジア出身者を始めとする外国人が当該分野で働き始めているという。

## 経 済

### マクロ経済動向・統計

**2023年1月物価上昇率【9日】**

UCEリサーチ及びハイパー・スクール・オブ・バンキングが約6年間毎月実施している17カテゴリー、100商品、約7万点の価格調査によると、1月の店頭価格は前年比平均で20%上昇したと発表した。乳製品は前年比27.9%増、キッチンタオルやトイレットペーパーは1年前と比較して50~60%高くなっている。また、物価上昇のペースは鈍化しているものの、トレンドの終焉を告げるには時期尚早と分析している。

**2023年1月失業率5.5%【7日】**

家族・社会政策省の推計によると、1月の登録失業率は5.5%に達し、2022年4月以来の高水準となった。同省によると、1月に労働事務所に登録された失業者は85万9千人で、前年同月よりは6万8千人減少しており、マロング家族・社会政策大臣は、「1

月に失業率が低下したことは歴史上一度もなく、これほど良い結果が記録されたのは、2020年1月の一度である」と発言した。失業率は一般的に、農業、建設、貿易など、経済の特定のセクターにおける労働者の需要が低下する年の変わり目に上昇するため、2023年1月の上昇は特に憂慮すべきものではないと言われている。

**2022年労働移民数の減少【3日】**

家族・社会政策省の最新データによると、ポーランドで外国人に発行された労働許可証と東方からの労働移民の雇用意思登録の総数は昨年、約120万人減少している。この減少は主に、ロシアによるウクライナ侵略により、ポーランドで働いていた数万人のウクライナ人男性がポーランドを離れた結果と分析される。

**ポーランド産業動向****首相、ポーランド国産EV生産計画は順調【6日】**

モラヴィエツキ首相は、ポーランド初の電気自動車(Izera)の開発は計画通りに進んでいると述べ、車両生産工場は国際的に有名なサプライヤーや生産者と提携して建設されていることを強調した。同首相は、このプロセスは、6か月早く完了してもプログラム全体の完成が困難であるよりも、事業計画の個々のパラメータを綿密に検証しながら、一貫して実施されることを希望すると述べた。

ポーランド国鉄 PKP InterCity は、本年1月に導入された運賃値上げによる騒動を受け、3月1日に以前の金額に戻すと発表した。同社は、インフレ、特にエネルギー価格高騰によるコスト増に伴い、今年は2019年の3倍にあたる15億ズロチを支払わなければならないことから、普通列車では平均約12%、ペンドリーノでは最大約18%、運賃を引き上げていた。同社は追加の最適化努力と、物価上昇の影響を緩和することを目的とした公共サービス契約に基づく2023年の報酬の引き上げにより、運賃を引き下げることができたと述べている。

**ポーランド国鉄が運賃の値上げを撤回【8日】****エネルギー・環境****ヒートポンプの人気【3日】**

ポーランド・ヒートポンプ技術開発機構(PORTPC)によると、2022年にヒートポンプは19万台が販売されたとみられ、今年は26万台が販売されると推測されている。ヒートポンプの価格は高いが、投資家は暖房システムの実質的な節約を期待している。

言及した。最初のプロジェクトは予定どおり進行しており、おそらく1か月以内に、エンジニアリングサービス、予備設計作業、許認可取得のサポートを行う、いわゆる「ブリッジ契約」がウェスティングハウス社と締結され、次のステップは発電所の設計だろうと指摘している。

**戦略エネルギーインフラ担当政府全権委員の原子力に関する発言【7日】**

ベルガー戦略エネルギーインフラ担当政府全権委員は、技術的パートナーとは対照的に、2040年までのポーランドのエネルギー戦略(PEP2040)に基づく2つ目の原子力発電所の場所(ベウハトゥフ(Bełchatów)、コジェニツェ(Kozienice)又はポワニェツ(Połaniec))は秋の選挙前、おそらく2023年後半に決定されると述べた。ポントヌフ(Patnów)の ZEPAK による原子力発電所は、(現在見直しを行っている)PEP2040に含まれるかどうかはわからないとし、同改正案には、小型モジュール炉(SMR)や石炭利用の長期化の観点が含まれる可能性がある

**ポーランド民間電力会社、陸上風力発電に関する法案の改正状況を懸念【7日】**

再生可能エネルギー(RES)の開発に取り組む民間企業 Polenergia の社長は、陸上風力発電法の改正によって、ポーランドは欧州へのガス供給における将来の役割に影響を及ぼされると指摘した。陸上風力発電所が開発されれば、ポーランドはグリーン水素の重要な供給国になる可能性があるが、風力発電所と家庭の間の距離を500mから700mに延長する改正案は、風力発電所の開発可能性を50%低下させ、ポーランド人から最も安価なエネルギー源を奪うことになると警告している。

**ポーランド国営電力会社、最大のガス火力発電所建設へ【9日】**

国営電力会社 PGE は、Polimex Mostostal と Siemens Energy で構成されるコンソーシアムと、欧州最大級(882MW)のガスタービン・コンバインドサイ

クル発電プラント(GTCC)の建設に関する契約に署名した。同発電プラントはシレジアのリブニク(Rybnik)に建設予定で、2026年に試運転される見込み。当該 GTCC は、既存の4つのリブニク石炭火力発電所(900MW)の代わりとして稼働する。

## 大使館からのお知らせ

**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国内及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

**欧州でのテロ等に対する注意喚起**

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、[https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_03.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html) に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\\_10.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html) に掲載。)

## (3) ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、[http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html) に掲載)

## 6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

## 【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

## 【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なもの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

## 【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

## 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

**孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ**

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

**「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

**新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: [cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号: 22-696-5005 (受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### 年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

### 【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: [info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

### 文化行事・大使館関連行事

#### 【開催中】展覧会「着物・尽きないインスピレーション」【2022年11月20日(日)～2023年4月10日(月)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghalにて、展覧会「着物・尽きないインスピレーション」が開催中です。着物とその歴史を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/kimono-nieprzebrane-inspiracje>

#### 【開催中】日本映画祭【2月10日(金)～12日(日)】

ポズナン市の映画館Kino Pałacoweにて、在ポーランド日本大使館、国際交流基金及び Kino Pałacowe共催「日本映画祭」が開催されます。各作品の鑑賞料は15PLNです。

**【上映スケジュール】**

2月10日(金)

21:00 『こんな夜更けにバナナかよ 愛しき実話』 前田哲監督 2018年

2月11日(土)

15:45 『美しい星』 吉田大八監督 2019年

18:30 『町田くんの世界』 石井裕也監督 2019年

2月12日(日)

15:30 『居眠り磐音』 本木克英監督 2019年

(各作品に英語・ポーランド語字幕付)

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

**皆様からの情報提供をお待ちしています**

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御承ください。)

**【お問い合わせ・配信登録】**

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス ([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))